

○軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成27年3月20日告示第6号

改正

令和3年3月29日告示第7号

令和3年9月30日告示第26号

令和5年9月1日告示第50号

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、住民の生命の安全を確保するため、危険住宅を除却又は曳(ひき)家(以下「除却等」という。)をして移転する者が行う災害危険住宅移転事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、軽井沢町補助金等交付規則(昭和46年輕井沢町規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「危険住宅」とは、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。第4条第3号において「土砂法」という。)第9条第1項の規定により長野県知事が指定した土砂災害特別警戒区域において存する既存不適格住宅で居住しているもの又はその区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第35号に規定する特定行政庁をいう。)が是正勧告等を行ったものをいう。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)の種類、対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

事業の種類	対象経費	補助金の額
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、動産移転費、跡地整備費、仮住居費その他移転に伴う諸経費	対象経費の額。ただし、975千円を限度とする。
危険住宅に代わる住宅の建設事業	危険住宅に代わる住宅の町内における建設又は購入(これに必要な土地の取得を含む。)をするために要	対象経費の額。ただし、住宅の建設又は購入については3,250千円、土地の取得については960千円を限度とする。

	する資金を金融機関その他の機関 (以下「金融機関等」という。)か ら借り入れた場合において、当該借 入期間中の当該借入金の利子に相 当する額	
	危険住宅に代わる住宅の町内にお ける建設又は購入(これに必要な土 地の取得を含む。)に伴う諸経費	対象経費の額。ただし、200千円を限度 とする。

(危険住宅に代わる住宅の条件)

第4条 前条の表の危険住宅に代わる住宅は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号。以下「省令」という。)で定める基準及び次の各号に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ア 省令第1条第1項第2号イ(1)に規定する外皮平均熱貫流率が0.4ワット毎平方メートル毎ケルビン以下であること。

イ 省令に準拠した評価方法により、再生可能エネルギー等を除き、省令第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量が同イに規定する基準一次エネルギー消費量から20パーセント以上削減されていること。この場合において、エネルギー消費量の算出は、空気調和設備、暖房設備、冷房設備、換気設備、照明設備及び給湯設備のエネルギー消費量について行うものとし、省令に規定するその他一次エネルギー消費量は除いて行うものとする。

(2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第46条第4項の規定に適合し、又は日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)別表1の1の項に規定する等級2以上の性能評価を取得し、若しくは長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第6条第1項の認定を受けていること。この場合において、建築基準法施行令第46条第4項中「を乗じて得た数値」とあるのは、「に更に1.25を乗じて得た数値」とし、木造建築物の軸組の設置の基準(平成12年建設省告示第1352号)中「必要壁量で」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値で」とする。

(3) 土砂法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域以外の区域に存すること。

(4) 危険住宅でないこと。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類（以下「関係書類」という。）を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 軽井沢町災害危険住宅移転事業計画書（様式第2号）
- (2) 軽井沢町危険住宅に代わる住宅建設事業工事（購入）設計書（様式第3号。危険住宅に代わる住宅の建設事業の申請をしようとする場合に限る。）
- (3) 危険住宅を所有していることが分かる書類
- (4) 危険住宅の除却等の場所及び危険住宅に代わる住宅の位置図
- (5) 危険住宅に代わる住宅の平面図（危険住宅に代わる住宅の建設事業の申請をしようとする場合に限る。）
- (6) 危険住宅の写真（全景が分かるもの2面以上）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書を受理し、補助金の交付の決定をしたときは、規則第7条の規定にかかわらず、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により補助金の交付申請をした者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をした場合において、条件を付することができる。

(計画の変更等)

第7条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う者（以下「補助対象事業者」という。）は、第5条に規定する申請書又は関係書類に記載した事項のうち、次のいずれかに該当するものを変更しようとするときは、あらかじめ軽井沢町災害危険住宅移転事業変更承認申請書（様式第5号）に変更後の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容又は計画
- (2) 補助対象経費の額

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めたときは、軽井沢町災害危険住宅移転事業変更承認通知書（様式第6号）により補助対象事業者に通知するものとする。

3 補助対象事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難になったときは、速やかに軽井沢町災害危険住宅移転事業遅延等報告書（様式第7号）を町長に提出し、そ

の指示を受けなければならない。

4 町長は、前項の報告書を受理したときは、その内容を審査し、指示書（様式第8号）により補助対象事業者に指示するものとする。

（中止又は廃止）

第8条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、軽井沢町災害危険住宅移転事業中止（廃止）届（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後速やかに軽井沢町災害危険住宅移転事業実績報告書（様式第10号。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類（危険住宅除却等事業にあつては、第1号から第3号まで、第6号及び第11号に掲げる書類）を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 軽井沢町危険住宅移転事業実施状況調書（様式第11号）
- （2） 軽井沢町危険住宅除却等事業費支払内訳書（様式第12号）
- （3） 前号の支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し
- （4） 危険住宅に代わる住宅の建設事業に係る金銭消費貸借契約書の写し
- （5） 危険住宅に代わる住宅の建設用地として取得した土地の購入に係る金銭消費貸借契約書の写し
- （6） しゅん工写真（全景が分かるもの2面以上）
- （7） 危険住宅に代わる住宅へ移転後の補助対象事業者の住民票の謄本
- （8） 第4条第1号に適合していることを示す計算書（外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書（国立研究開発法人建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする）をいう。）ただし、BELSその他の第三者による認証を受けた評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。
- （9） 第4条第2号に適合していることを示す図面、計算書その他の書類。ただし、住宅性能評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写し、又は長期優良住宅認定通知書の写し及び認定を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。
- （10） 第4条第3号及び第4号に適合していることを示す書類
- （11） その他町長が必要と認める書類

2 実績報告書及び前項各号に掲げる書類（危険住宅除却等事業にあつては、第1号から第3号ま

で、第6号及び第11号に掲げる書類)の提出期限は、規則第13条の規定にかかわらず、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、補助金の額を確定したときは、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金確定通知書(様式第13号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助対象事業者は、前条に規定する通知書の交付を受けたときは、速やかに、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付請求書(様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第12条 町長は、補助対象事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたときは、当該決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第13条 この要綱に規定するもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日告示第7号)

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年9月30日告示第26号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前のそれぞれの告示に定める様式(この告示により改正されるものに限る。)による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和5年9月1日告示第50号)

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付申請書

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第5条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 円
- 2 補助事業の目的及び概要
- 3 補助事業に要する経費 円
- 4 補助事業の完了予定年月日 年 月 日

軽井沢町災害危険住宅移転事業計画書

1 世帯主名

2 危険住宅所在地名地番

3 危険住宅除却等事業

面	積	m ²
予 定 年 月 日		年 月 日
費 用 （ 予 定 額 ）		円

4 危険住宅に代わる住宅の建設事業

土 地	移 転 先 地 名 地 番		
	面	積	m ²
	金 融 機 関 名		
	融 資 額		円
	利 率		%
	期 間		
	利 子 額		円
建 物	住 宅 面 積		m ²
	着 工 予 定 年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日		
	金 融 機 関 名		
	融 資 額		円
	利 率		%
	期 間		
利 子 額			

様式第3号（第5条関係）

軽井沢町危険住宅に代わる住宅建設事業工事（購入）設計書

- 1 建築主
- 2 建築（購入）場所
- 3 敷地面積及び地目 m² 地目
- 4 建築面積 m²
- 5 延面積 m²
- 6 建物概要

区分	構造及び仕上の大要
基礎	
屋根	
外壁	
内壁	
天井	
床	

7 工事費内訳

工事名	金額（円）	摘要
基礎工事		
木工事		
屋根工事		
左官工事		
建具工事		
雑工事		
諸経費		
計		

8 住宅及び土地の購入

- (1) 住宅の購入金額 円
- (2) 土地の購入金額 円

9 危険住宅に代わる住宅の性能等（適合の場合は□にチェック）

- 最低基準への適合 外皮平均熱貫流率： (W/m²・K)
一次エネルギー消費量削減： %
- 建築基準法施行令第46条第4項で定める壁量の1.25倍
- 災害危険住宅対策事業補助金交付要綱第4条第3号及び第4号の確認

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金の交付について、下記のとおり決定しましたので、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱を遵守すること。
 - (2) この要綱に違反したとき又は補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった軽井沢町災害危険住宅移転事業を、下記のとおり変更したいので承認してください。

記

- 1 変更内容
- 2 変更理由

様

軽井沢町長

軽井沢町災害危険住宅移転事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のありました軽井沢町災害危険住宅移
転事業変更承認申請について、下記のとおり承認しましたので、軽井沢町
災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知し
ます。

記

- 1 変更後の交付決定額 円
- 2 承認内容
- 3 その他

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった軽井沢町災害危険住宅移転事業について、下記のとおり遅延等が生じたので報告します。

記

- 1 遅延等の内容
- 2 遅延等の理由

様

軽井沢町長

指 示 書

年 月 日付けで報告のありました軽井沢町災害危険住宅移転事業の遅延等について、下記のとおり指示します。

記

指示事項

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった軽井沢町災害危険住宅移転事業を、下記のとおり中止（廃止）したいので届け出ます。

記

事業中止（廃止）の理由

年 月 日

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった軽井沢町災害危険住宅移転事業を、下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 2 補助事業の内容及び成果（別添の写真等による。）
- 3 補助事業の収支状況（別添の軽井沢町危険住宅除去等事業費支払内訳書及び支払内訳書に係る事業費の支払済であることを証する書類の写し等による。）
- 4 補助金の交付決定額 円

軽井沢町危険住宅移転事業実施状況調書

1 世帯主名

2 危険住宅所在地名地番

3 危険住宅除却等事業

面	積	m ²
予 定 年 月 日		年 月 日
費	用	円

4 危険住宅に代わる住宅の建設事業

土 地	移 転 先 地 名 地 番		
	面	積	m ²
	金 融 機 関 名		
	融 資 額		円
	利 率		%
	期 間		
	利 子 額		円
建 物	住 宅 面 積		m ²
	着 工 予 定 年 月 日		
	完 了 予 定 年 月 日		
	金 融 機 関 名		
	融 資 額		円
	利 率		%
	期 間		
利 子 額			

軽井沢町危険住宅除却等事業費支払内訳書

- 1 世帯主名
- 2 着手年月日 年 月 日
- 3 完了年月日 年 月 日
- 4 支払内訳

除却費	支払額	円
	支払年月日	
	支払先	
動産移転費	支払額	円
	支払年月日	
	支払先	
跡地整備費	支払額	円
	支払年月日	
	支払先	
仮住居費	支払額	円
	支払年月日	
	支払先	
その他移転に伴う諸経費	支払額	円
	支払年月日	
	支払先	
合計		円

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金確定通知書

年 月 日付けで提出のありました軽井沢町災害危険住宅移転事業実績報告書を審査の結果、下記金額を当該事業に対する補助金として確定したので、軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定額 円

軽井沢町長 様

申請者住所

氏名

電話番号

軽井沢町災害危険住宅移転事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定のあった軽井沢町災害危険住宅移転事業費補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 農協 本・支店（所）																				
口座の種類	普通・当座																				
口座番号（左詰め）	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>																				
フリガナ																					
口座名義																					